

諮問実施機関：和歌山県公安委員会

諮問日：令和5年10月20日（諮問（個）第9号）

答申日：令和6年12月23日（答申（個）第11号）

## 答 申 書

### 第1 審議会の結論

和歌山県警察本部（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった別紙1に記載の保有個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）について行った部分開示決定において非開示とした部分（以下「本件非開示部分」という。）のうち、別表に掲げる部分を開示し、その余の部分は非開示が妥当である。

### 第2 審査請求に至る経過

- 1 審査請求人は、和歌山県個人情報保護条例（平成14年和歌山県条例第66号。以下「条例」という。）第17条第1項の規定に基づき、令和5年2月27日付けで本件開示請求を行った。
- 2 実施機関は、令和5年3月10日付け地指第141号で保有個人情報開示決定等期限の延長を審査請求人に通知した。
- 3 実施機関は、本件開示請求に対し、保有個人情報部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、令和5年4月24日付け地指第240号で審査請求人に通知した。
- 4 審査請求人は、令和5年6月13日付けで行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し審査請求を行った。

### 第3 審査請求の内容要旨

- 1 審査請求の趣旨  
本件処分の一部を取り消すとの裁決を求めるといものである。
- 2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書、反論書及び口頭意見陳述によって、本件処分に関して主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

- (1) 相手の氏名及び住所、警察官の氏名並びに臨場現場以外での職務日誌を除き、墨塗り部分及び白塗り部分の開示を求める。
- (2) 氏名及び住所のみを墨塗にすれば個人を特定できない。
- (3) 警察官は個人ではなく、自ら行った職務内容については責任をもって公表する義務がある。

警察官の職務上の作為・不作為は直接当事者間の人権・財産に関する内容上どのような経緯から判断したのか明らかにする必要がある。

公表による事務の支障というよりも、警察官の対応に問題があれば指摘を受けて職務の改善が進み、より正確な事務が可能になることで公益性が増す。

- (4) 本件は刑事事件ではないため、警察官の対応は民事介入であり職権濫用罪に該当する。

#### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が部分開示決定通知書、審査請求に対する弁明書並びに審議会における説明及び意見の陳述によって主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

##### 1 保有個人情報開示請求権

条例第16条第1項は、実施機関が保有する個人情報のうち、自己に関する開示請求を認めている。しかしながら、一方で、開示請求者以外の個人、法人等の権利利益や、県民の安全、公共の利益等も適切に保護すべき必要があり、開示することの利益と開示しないことの利益を適切に比較衡量する必要がある。

このため、条例第18条は、開示しないことに合理的理由がある情報を非開示情報としてできる限り合理的に定め、この非開示情報が記録されていない限り、開示請求に係る保有個人情報は開示しなければならないと定めている。

##### 2 本件開示請求について

本件開示請求において、実施機関は別紙1のとおり請求内容を特定した。また、開示文書に含まれる保有個人情報のうち開示しない部分を、別紙2に記載された理由により、これを非開示とし、部分開示決定を行った。

##### 3 実施機関による部分開示決定について

- (1) 条例の関係規定についての実施機関の解釈  
ア 条例第18条第2号について

同号は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものを非開示とする一方、ただし書により、法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報等は開示することとしている。

イ 条例第 18 条第 4 号について

同号は、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧、捜査等の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報について非開示情報としており、犯罪等に関する将来予測としての専門的、技術的判断を要すること等の特殊性が認められることから、相当な理由があるか否かの判断については、実施機関に委ねられている。

ウ 条例第 18 条第 6 号について

同号は、事務事業情報であって、県の機関等の事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、監査、検査、取締り等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ等、その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に困難を及ぼすおそれがあるものについて、非開示情報としている。

(2) 以上の解釈の下に本件処分を行ったものであり、本件処分は妥当と考える。

## 第 5 審議会の判断

当審議会は、本件処分の当否につき審査した結果、次のとおり判断する。

### 1 本件処分の妥当性について

#### (1) 保有個人情報の開示義務について

条例では、個人情報保護制度の一環として、実施機関が保有する個人情報について自己情報の開示請求権を規定し、自己情報の開示請求に対しては原則開示の考え方に立ち、例外的に開示しないことに合理的な理由がある情報を限定的に定め、これに該当しない限り、開示請求に係る保有個人情報を開示することとしている。

#### (2) 条例の関係規定についての当審議会の解釈

当審議会においては、条例の関係規定については、実施機関が主張する解釈を踏まえつつ、以下の解釈を前提として、本件処分における非開示部分について、非開

示の判断が適切であったか、検討することとした。

ア 条例第 18 条第 2 号について

同号は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものを非開示とする一方、ただし書により、法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報等は開示することとしている。

なお、当審議会が実施機関に対し口頭又は書面で確認したところ、開示請求者が現に知っていることが必ずしも明確ではない情報については、慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報と判断できる事情がない限り、開示請求者以外の権利利益を保護する観点から非開示としているとのことである。そして、臨場現場においては、開示請求者と開示請求者以外の者とは別々に事情聴取等を行っているため、開示請求者は、開示請求者以外の者の供述内容を知ることはないと考え、「慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている」とは評価できない情報として、これを非開示としているとのことである。

当審議会においても、実施機関のこの説明に不合理な点はないものとする。

イ 条例第 18 条第 4 号について

開示することにより、犯罪の予防、鎮圧、捜査等の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報については、その性質上、開示又は非開示の判断にあたって、犯罪等に関する将来予測としての専門的、技術的判断を要すると認められることは、実施機関の指摘するとおりである。

しかし、ある情報が本号に規定する情報に該当するかどうかについての実施機関の判断は、専門的、技術的判断として尊重されるものとはいえ、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるか（「相当の理由」があるか）否かについては、別途審理及び判断されるべきものとする。したがって、相当な理由があるか否かの判断が実施機関に委ねられているとする実施機関の解釈は採用することはできない。

ウ 条例第 18 条第 6 号について

同号は、アないしオに列挙する事由とともに、その柱書において「当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」についても非開示事由としている。柱書の規定は、同種のもので反復されるような性質の事務又は事業であって、ある個別の事務又は事業に関する情報を開示する

と、将来の同種の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることに鑑みて規定されているものである。

なお、柱書にいうところの「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」の有無については、実施機関の恣意的な判断を許容する趣旨ではなく、各規定の要件の該当性を客観的に判断する必要がある、また、「支障」の程度は名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が要求されるものとする。

### (3) 勤務日誌 1 について

ア 勤務日誌 1 の 1 ページ 2 行目においては、地域警察官の勤務体制に関する情報が記載された部分が非開示とされている。

当審議会が実施機関に対し口頭又は書面で確認したところ、実施機関が同部分を非開示とした理由は、地域警察官の勤務体制は公表しておらず、その一部とはいえ、これが公表された場合には、何らかの犯罪を企図する者が、同種の請求を多数繰り返して、勤務体制に関する情報が大量に集積されることにより、その勤務体制が推測され、交番勤務員の休憩時間等を狙って交番を襲撃するなど地域における治安維持に大きな影響を与える蓋然性が高いためであるとする。

たしかに、勤務体制に関する情報が大量に集積することによって、交番勤務員の休憩時間等を推測することが可能となった場合、実施機関が主張する危険性は十分想定されることであって、実施機関の主張には合理性が認められる。

この点、勤務日誌 1 の 1 ページ 2 行目の 3 文字目は、勤務体制の内容を推測させるものとして、これを非開示とした実施機関の判断は合理的なものとするが、同 1 文字目及び 2 文字目については、勤務体制の内容を推測させる情報とはいえ、これを開示することによって直ちに治安維持に支障を生ずるおそれがあると評価することはできない（条例第 18 条第 4 号）。

また、実施機関は、勤務日誌 1 の 1 ページ 2 行目を開示することによって、今後の適正な事案処理に支障を及ぼすおそれがあるとも主張するが、同 1 文字目及び 2 文字目を開示することによって生じる適正な事案処理に支障を及ぼす「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもったものと認めるまでの事情は窺えない（条例第 18 条第 6 号）。

よって、1 ページ 2 行目の 1 文字目及び 2 文字目は開示すべきである。

イ 勤務日誌 1 の 1 ページ「勤務員 階級 氏名」欄下部の「警部補」の文字の右には、警部補（同相当職を含む。以下同じ。）以下の警察職員の氏名が記載されており、当該氏名が非開示とされている。

同情報については、本件審査請求の趣旨を見るに、開示請求者においてもその開示を求めているものと解され、仮にそうでないとしても、警部補以下の警察職員

の氏名については、公になっていないことが認められ、条例第 18 条第 2 号の規定により、これを非開示とした実施機関の判断に不合理な点はない。

ウ 勤務日誌 1 の 2 ページ「記事等欄」においては、開示請求者以外の個人に関する情報及び開示請求者以外の者からの聴取内容が記載された部分が非開示とされている。

このうち 2 ページ 5 行目 15 文字目から 28 文字目まで、同行 34 文字目から 37 文字目まで、6 行目 7 文字目から 15 文字目まで及び 10 行目 16 文字目から 37 文字目までは、特定の個人を識別できる情報ではあるが（上記）、実施機関が主張する臨場現場での事情聴取状況を前提としても、臨場現場において開示請求者が知りえた情報であると認められる。よって、これらの部分は、慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報に該当するため、開示すべきである（条例第 18 条第 2 号ア）。

しかし、その余の部分については、開示請求者以外の者からの聴取内容が記載されているものと認められ（上記）、同部分について当審議会が実施機関に対し口頭又は書面で確認したところ、当該聴取内容を審査請求人が知っていることと認められる事情はないとのことであり、これを疑わせる事情はない（条例第 18 条第 2 号ア）。また、正確な情報収集を行うためには、事情聴取を受ける者が警察を信頼し率直に供述することが重要であると認められるところ、仮に事情聴取を受ける者の供述内容が開示請求者が開示されるとした場合には、事情聴取での供述内容について開示請求者から問い合わせを受けること等をおそれて事情聴取を拒む者が現れることは十分想定できる。

そうした場合には、警察の事案処理に対する協力が得られなくなり、事務の適正な遂行に支障を生じるおそれは、相当程度の蓋然性をもって生じうるものと評価できる（条例第 18 条第 6 号）。

よって、同部分を非開示とした実施機関の判断に不合理な点はない。

#### (4) 勤務日誌 2 について

勤務日誌 2 は、「勤務員 階級 氏名」欄下部の警部補以下の警察職員の氏名の記載以外は、勤務日誌 1 の記載内容と同一であることから、勤務日誌 1 に関する判断と同様の理由により、1 ページ 2 行目 1 文字目及び 2 文字目、2 ページ 5 行目 15 文字目から 28 文字目まで、同行 34 文字目から 37 文字目まで、6 行目 7 文字目から 15 文字目まで及び 10 行目 16 文字目から 37 文字目までは、開示すべきである。

#### (5) 勤務日誌 3 について

ア 勤務日誌 3 の 1 ページ欄外右上の「県内系」欄及び「署活系」欄においては 無線呼称が記載された部分、「受令機」欄、「P」欄及び「勤務日誌（甲）」から始

まる行のマスキング部分においては 地域警察官の勤務体制に関する情報が記載された部分が、それぞれ非開示とされている。

当審議会が実施機関に対し口頭又は書面で確認したところ、「県内系」、「署活系」、「受令機」、「P」という用語自体は一般的な用語であり刊行物等で公開されているものであるが、これらに続く文字は機器ごとに割り振られた番号で、特定の警察官の活動に結びつきうる情報として一般には公開されていない情報であること、そのため、係る部分を開示した場合には、本件開示請求のほか同種の請求が多数なされ、その開示を受けた文書を総合することによって、警察における当該機器の保有台数の推測や警察官の活動状況の推測が可能になるほか、無線の送受信の妨害につながるなど、犯罪の予防、鎮圧、捜査その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼす具体的なおそれがあるとともに、警察通信事務その他の警察事務に支障を及ぼすおそれがあること、また、「受令機」欄、「P」欄及び「勤務日誌(甲)」から始まる行のマスキング部分が開示されることにより、警察の事案対応処理能力を推測され、今後の適正な事案処理に支障を及ぼすおそれがあるとのことである。

この点、警察の無線機器の数や無線系統の数が明らかになると、無線の送受信の妨害により警察の指揮系統が阻害されることが考えられ、無線呼称(上記)を開示すると、犯罪の予防、鎮圧、捜査その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるという実施機関の主張には合理性が認められ、首肯することができる(条例第18条第4号)。

しかし、「県内系」の右の空白に続く2文字(勤務日誌3の1ページ欄外右上2行目6文字目及び7文字目)は、無線機器や無線系統の数を推測させる情報とはいえず、また、「勤務日誌(甲)」の空白の次から始まる2文字及び1文字空けた次の2文字は、地域警察官の勤務体制に関する情報(上記)とはいえず、これらを開示することによって治安維持等に支障を生ずるおそれがあると評価することはできない(条例第18条第4号)。

また、警察通信事務その他の警察事務に支障を及ぼすおそれが法的保護に値する蓋然性をもったものと認めるまでの事情は窺えない(条例第18条第6号)。

よって、これらの部分は開示すべきである。

なお、勤務日誌3の1ページ「勤務員 階級 氏名」欄下部の警察職員の氏名については、警部補以下の警察職員の氏名が非開示とされているところ、これについての判断は、上記(3)イで示した判断と同様であって、これを非開示とした実施機関の判断に不合理な点はない(条例第18条第2号)。

イ 勤務日誌3の2ページ「記事等欄」においては、開示請求者以外の個人に関する情報、開示請求者以外の者からの聴取内容及び警察職員による事案に関する判断結果が記載された部分が非開示とされている。

このうち、2ページ5行目8文字目から23文字目まで及び同行27文字目から32文字目までは、特定の個人を識別できる情報(上記 )ではあるが、上記(3)ウと同様、臨場現場において開示請求者が知りえた情報であると認められる。

よって、上記各部分は、慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報に該当するため、開示すべきである(条例第18条第2号ア)。

また、実施機関は、2ページ10行目13文字目から25文字目までの情報について、この情報を開示することにより、当該事案に対する警察職員の判断内容が類推され、今後の同種事案の適正かつ円滑な処理の遂行に支障を及ぼすおそれがあると主張する(上記 )。しかし、当該部分を開示することにより生じる支障は抽象的なものにとどまると言わざるを得ず、同部分は開示すべきである(条例第18条第6号)。

その余の非開示部分については、開示請求者以外の者からの聴取内容であることが認められ(上記 )これを臨場現場において開示請求者が知りえたものと認めるべき事情は窺えない(条例第18条第2号)。

よって、同部分を非開示とした実施機関の判断に不合理な点は認められない。

(5) 勤務日誌4について

勤務日誌4は、「勤務員 階級 氏名」欄下部の警部補以下の警察職員の氏名の記載以外は、勤務日誌1の記載内容と同一であることから、勤務日誌1に関する判断と同様の理由により、1ページ2行目1文字目及び2文字目まで、2ページ5行目15文字目から28文字目まで、同行34文字目から37文字目まで、6行目7文字目から15文字目まで及び10行目16文字目から37文字目までは、開示すべきである。

(6) 勤務日誌5について

勤務日誌5の1ページは、「勤務員 階級 氏名」欄下部の警部補以下の警察職員の氏名の記載以外は、勤務日誌1の1ページの記載内容と同一であることから、勤務日誌1の1ページに関する判断と同様の理由により、1ページ2行目1文字目及び2文字目は、開示すべきである。

勤務日誌5の2ページは、勤務日誌3の2ページの記載内容と同一であることから、勤務日誌3の2ページに関する判断と同様の理由により、2ページ5行目8文字目から23文字目まで、同行27文字目から32文字目まで及び2ページ10行目13文字目から25文字目までは、開示すべきである。

(7) 職務質問結果報告書について

ア 上部の「係長・交番所長」押印欄の印影並びに末尾の作成者である警部補以下の警察職員の氏名及び印影について

上記各部分においては、警部補以下の警察職員の氏名や印影が非開示とされているところ、上記(3)イで示した警部補以下の警察職員の氏名に係る判断と同様の理由により、印影を含めて同部分を非開示とした実施機関の判断に不合理な点は



ない(条例第 18 条第 2 号)。

イ 「職務質問理由」欄について

「職務質問理由」欄においては、開示請求者以外の個人に関する情報及び開示請求者以外の者からの聴取内容が記載された部分が非開示とされている。

実施機関は、上記情報を非開示とした理由として、審査請求人以外の個人の情報であること、この情報を開示することにより、警察との信頼関係が損なわれ、事案処理に対する協力が得られなくなるなど、事務の適正な遂行に支障を生じるおそれがあると主張する。

しかし、口頭意見陳述における審査請求人の陳述によれば、については、警察官が現場臨場して審査請求人に対し職務質問を開始することとなった経緯に関する外形的事実関係自体は審査請求人自身も知っていたと認められ、また、本件の事実経過を踏まえると、係る外形的に明らかな部分については、慣行として審査請求人が知ることができ、又は知ることが予定されている情報であると評価することができる(条例第 18 条第 2 号ア)。

そして、当該部分を開示したとしても、慣行として審査請求人が知ることができ、又は知ることが予定されている情報を開示することとなるに過ぎず、これによって、審査請求人以外の者と警察との信頼関係が損なわれるといった事態は想定し難いところである(条例第 18 条第 6 号)。

よって、「職務質問理由」欄 18 文字目から 23 文字目までは、開示すべきである。

一方、上記部分以外の部分については、上記の開示請求者以外の者からの聴取内容が記載されているものと認められる。そして、この部分について当審議会が実施機関に対し口頭又は書面で確認したところ、当該聴取内容を審査請求人が知っていることと認められる事情はないとのことであり、これを疑わせる事情はない(条例第 18 条第 2 号)。

そうすると、上記(3)ウに記載したと同様の理由により、「職務質問理由」欄 18 文字目から 23 文字目以外の部分については、これを非開示とした実施機関の判断に不合理な点はない。(条例第 18 条第 2 号及び同条第 6 号)

ウ 「対象者」欄について

「対象者」欄中の各項目には、事案に関する警察官の調査項目、調査結果及び警察官の判断が記載されている。

当審議会が実施機関に対し口頭又は書面で確認したところ、実施機関は、「対象者」欄中、審査請求人から聴取した内容は開示しており、非開示とした部分には、事情聴取の際に審査請求人から聞いた情報ではなく、実施機関が独自に調べた内容が記載されており、審査請求人は警察に知られているとは考えていない情報が記載されているとのことである。そして、警察官の事案に対する着眼点分かる調査項目及び調査内容を開示したとすると、将来の同種の事務又は事業の適正な遂

行に支障を及ぼすおそれがあると主張している。

実施機関の上記主張は、概ね首肯しうるものといえる。

しかし、「対象者」欄の非開示部分には、本人であれば当然知っている情報や刑事手続においては当然着目すべきことが予定され、かつ、そのことが一般に周知されている項目に関する情報が含まれており、それらについては、開示しても将来の同種の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると評価することはできない（条例第 18 条第 6 号）。

係る観点から「対象者」欄の各調査項目の表題を検討すると、同欄の 1 行目の調査項目及び一番下の調査項目の各表題については、刑事手続においては当然着目すべきことが予定され、かつ、そのことが一般に周知されている項目であるといえ、実施機関が主張する「おそれ」を認めるに足りる事情は窺えない。

よって、上記各調査項目の表題部分は開示すべきである。

また、「対象者」欄 1 行目の調査項目の記載事項については、当該調査項目の表題が開示された場合には、そこに記載されている情報は、慣行として審査請求人が知ることができ、又は知ることが予定されている情報といえるものであり、非開示とすべき理由はなくなる（条例第 18 条第 2 号ア）。

よって、「対象者」欄 1 行目の調査項目の記載事項については、これをすべて開示すべきである。

#### エ 「対象者」欄と「言動」欄とにある非開示部分について

同非開示部分には、事案に関する警察官の調査項目、調査結果及び警察官の判断が記載されていることから、これが非開示とされている。

当審議会が実施機関に対し口頭又は書面で確認したところ、実施機関は、警察官の事案に対する着眼点分かる調査項目及び調査内容を開示したとすると、将来の同種の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると主張している。

実施機関の上記主張は首肯しうるものであり、同非開示部分においては、開示を相当とすべき記載事項も見当たらず、これを非開示とした実施機関の判断に不合理な点はない（条例第 18 条第 6 号）。

#### オ 「言動」欄について

「言動」欄においては、開示請求者以外の者からの聴取内容を記載した部分が非開示とされているところ、同部分を非開示とした点は、上記(3)ウに記載したと同様の理由により、これを非開示とした実施機関の判断に不合理な点はない。

#### カ 「備考」欄について

「備考欄」においては、事案に関する警察官の調査項目、調査結果及び判断が記載されており、これを非開示とした実施機関の判断は、上記エと同様の理由により、不合理な点はない。

#### キ 「警電」欄の警察電話番号について

職務質問結果報告書においては、警察電話番号が非開示とされている。

当審議会が実施機関に対し口頭又は書面で確認したところ、警察電話番号は公表されておらず、一般には知られていないものであることが認められる。

警察電話番号を開示した場合には、不特定多数の者から警察業務の妨害を目的とした電話を多数受けることが十分に想定され、通信回線が有限であることを踏まえると、多数の受電による犯罪や災害等の緊急時の警察通信事務への支障は、相当程度の蓋然性をもって生じうるものと評価できる（条例第 18 条第 6 号）。

よって、警察電話番号を非開示とした実施機関の判断に不合理な点はない。

(8) 110 番受理帳票について

ア 「受理者」欄及び「扱者」欄について

上記箇所においては、警部補以下の警察職員の氏名が記載されているところ、これを非開示とした実施機関の判断は、上記(3)イで示したところと同様の理由により、不合理な点はない。

イ 「台」欄及び「系」欄について

上記各欄においては、110 番通報受理体制に関する情報が記載されており、当該部分が非開示とされている。

当審議会が実施機関に対し口頭又は書面で確認したところ、110 番受理帳票が 110 番通報を受理した内容を記録した文書であることや、110 番通報を受理した後に無線により事案内容を指令することは一般にも広く知られていることから、「台」が通報を受理する際に着席する場所を意味し、「系」が無線の系統を意味することは一般に知りうるものと解されるため、当該情報は開示しているが、受理台数や無線回線数は公表しておらず、一般には知りえない情報である。そして、1 件の開示請求で得られる情報のみでは 110 番受理体制等を推測することは困難であるものの、同種の請求が多数なされ、その情報が集積されることにより、受理台数や無線回線数が推測されるに至った場合には、何らかの犯罪を企図する者が悪意を持って複数の 110 番通報を同時に行うことにより、真に緊急の対応を必要とする 110 番通報の受理が妨害され、早期の現場臨場ができなくなるなどの事態を生じさせかねず、ひいては犯罪の助長につながるおそれがあるとのことである。

110 番通報は緊急性の高い場合に利用されるものであり、警察による迅速な対応が要請されるものであることを勘案すると、時を同じくして多数の 110 番通報がなされることによって、迅速適正な 110 番通報受理が阻害されることは十分に想定されるところであり、係る事態は、相当程度の蓋然性をもって生じうるものと評価できる（条例第 18 条第 6 号）。

そうすると、「台」欄及び「系」欄の情報を非開示とした実施機関の判断に、不合理な点はない。

ウ 「件名」欄について

「件名」欄の非開示部分には、開示請求者以外の個人に関する情報及び開示請求者以外の者からの聴取内容が記載されているところ、同部分を非開示とした点は、上記(3)ウと同様の理由により、これを非開示とした実施機関の判断に不合理な点はない。

エ その他のマスキング部分について

その他のマスキング部分には、無線略号が記載されており、これが非開示とされている。

当審議会が実施機関に対し口頭又は書面で確認したところ、警察の無線通話は、警察活動において活動現場と警察本部などとの間の情報伝達という重要な役割を担うものであり、対象者に指令内容が知られると、警察活動に対する対策を講じられて警察活動が制限されるなどの支障が生じることが想定されることである。

実施機関が主張する上記支障は首肯しうるものであり、このような支障が生じた場合には、犯罪の予防、鎮圧、捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼす具体的なおそれがあると評価できるのであって、これを非開示とした実施機関の判断に不合理な点はない（条例第 18 条第 4 号）。

- (9) なお、審査請求人は、本件処分の非開示部分に関する主張のほか、警察官の職務の本分及び民事介入について主張しているが、これらは当審議会が審議、判断するところではない。

2 結論

以上の理由により、当審議会は、冒頭「第 1 審議会の結論」のとおり判断する。

第 6 答申に至る経過

令和 5 年 10 月 20 日	○諮問（実施機関）
令和 5 年 11 月 21 日	○審議
令和 5 年 12 月 19 日	○審議
令和 6 年 1 月 16 日	○実施機関からの説明及び意見聴取
令和 6 年 2 月 16 日	○審査請求人の口頭意見陳述
令和 6 年 3 月 14 日	○審議
令和 6 年 4 月 23 日	○審議
令和 6 年 5 月 31 日	○審議
令和 6 年 6 月 21 日	○審議
令和 6 年 7 月 23 日	○審議
令和 6 年 8 月 9 日	○審議

令和6年9月25日	○審議
令和6年10月23日	○審議
令和6年11月29日	○審議

(調査審議を行った委員の氏名)

和歌山県情報公開・個人情報保護審議会第1部会

石倉誠也、早坂豊司、藤田隼輝、森下順子

別表

行数：上からの数、表題・項目名・フッターを含み、空白行は除く。

字数：句読点、空白及び記号を含む。( ) 及び「」はそれぞれ1文字とする。

1 勤務日誌 1

当審議会が開示すべきと判断した部分		
頁	行	文字数又は事項
1	2 行目	1 文字目及び 2 文字目
2	5 行目	15 文字目から 28 文字目まで
	5 行目	34 文字目から 37 文字目まで
	6 行目	7 文字目から 15 文字目まで
	10 行目	16 文字目から 37 文字目まで

2 勤務日誌 2

当審議会が開示すべきと判断した部分		
頁	行	文字数又は事項
1	2 行目	1 文字目及び 2 文字目
2	5 行目	15 文字目から 28 文字目まで
	5 行目	34 文字目から 37 文字目まで
	6 行目	7 文字目から 15 文字目まで
	10 行目	16 文字目から 37 文字目まで

3 勤務日誌 3

当審議会が開示すべきと判断した部分		
頁	行	文字数又は事項
1	欄外右上 2 行目	6 文字目及び 7 文字目
	「勤務日誌(甲)」 から始まる行	「勤務日誌(甲)」の空白の次から始まる 2 文字及び 1 文字空 けた次の 2 文字
2	5 行目	8 文字目から 23 文字目まで
	5 行目	27 文字目から 32 文字目まで
	10 行目	13 文字目から 25 文字目まで

#### 4 勤務日誌 4

当審議会が開示すべきと判断した部分		
頁	行	文字数又は事項
1	2 行目	1 文字目及び 2 文字目
2	5 行目	15 文字目から 28 文字目まで
	5 行目	34 文字目から 37 文字目まで
	6 行目	7 文字目から 15 文字目まで
	10 行目	16 文字目から 37 文字目まで

#### 5 勤務日誌 5

当審議会が開示すべきと判断した部分		
頁	行	文字数又は事項
1	2 行目	1 文字目及び 2 文字目
2	5 行目	8 文字目から 23 文字目まで
	5 行目	27 文字目から 32 文字目まで
	10 行目	13 文字目から 25 文字目まで

#### 6 職務質問結果報告書

当審議会が開示すべきと判断した部分		
頁	欄	文字数又は事項
1	職務質問理由	18 文字目から 23 文字目まで
	対象者	「対象者」欄 1 行目の項目欄及びその記載事項欄
	対象者	「対象者」欄の項目欄のうち、一番下の行(ただし、記載事項欄を含まない。)

別紙 1

本件開示請求の内容

請求日	請求内容
令和5年2月27日	年 月 日あたりの昼頃、 という飲食店で、私が現場臨場した警察官と対応した際に、その警察官が作成した書類と、対応中に私が通報した時の記録にある私の情報



## 1 勤務日誌 1

開示しない部分	左記部分を開示しない理由
欄外のマスク部分	<p>条例第18条第4号に該当 当該部分には、地域警察官の勤務体制に関する情報が記載されており、この情報を開示することにより、警察の事案対応能力を推測される等、犯罪の予防、鎮圧、捜査その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため。</p>
	<p>条例第18条第6号に該当 当該部分には、地域警察官の勤務体制に関する情報が記載されており、この情報を開示することにより、警察の事案対応処理能力を推測され、今後の適正な事案処理に支障を及ぼすおそれがあるため。</p>
「勤務員 階級 氏名」欄の警部補（同相当職を含む。）以下の警察職員の氏名	<p>条例第18条第2号に該当 当該部分には、警部補（同相当職を含む。）以下の警察職員の氏名が記載されており、この情報は、開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報であり、同号ただし書にも該当しないため。</p>
「記事等欄」欄のマスク部分	<p>条例第18条第2号に該当 当該部分には、開示請求者以外の個人に関する情報が記載されており、これらの情報は、開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる情報を含む。）であり、同号ただし書にも該当しないため。</p>
	<p>条例第18条第6号に該当 当該部分には、開示請求者以外の者からの聴取内容が記載されており、これらの情報を開示することにより、警察との信頼関係が損なわれ、事案処理に対する協力が得られなくなるなど、今後の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。</p>

## 2 勤務日誌 2

開示しない部分	左記部分を開示しない理由
欄外のマスク部分	<p>条例第18条第4号に該当 当該部分には、地域警察官の勤務体制に関する情報が記載されており、この情報を開示することにより、警察の事案対応能力を推測される等、犯罪の予防、鎮圧、捜査その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため。</p>
	<p>条例第18条第6号に該当 当該部分には、地域警察官の勤務体制に関する情報が記載されており、この情報を開示することにより、警察の事案対応処理能力を推測され、今後の適正な事案処理に支障を及ぼすおそれがあるため。</p>
「勤務員 階級 氏名」欄の警部補（同相当職を含む。）以下の警察職員の氏名	<p>条例第18条第2号に該当 当該部分には、警部補（同相当職を含む。）以下の警察職員の氏名が記載されており、この情報は、開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報であり、同号ただし書にも該当しないため。</p>
「記事等欄」欄のマスク部分	<p>条例第18条第2号に該当 当該部分には、開示請求者以外の個人に関する情報が記載されており、これらの情報は、開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる情報を</p>

	含む。)であり、同号ただし書にも該当しないため。
	<p>条例第18条第6号に該当          当該部分には、開示請求者以外の者からの聴取内容が記載されており、これらの情報を開示することにより、警察との信頼関係が損なわれ、事案処理に対する協力が得られなくなるなど、今後の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。</p>

3 勤務日誌3

開示しない部分	左記部分を開示しない理由
「県内系」欄、「署活系」欄のマスク部分	<p>条例第18条第4号に該当          当該部分には、無線呼称が記載されており、これらの情報を開示することにより、警察の無線通話を妨害される等、犯罪の予防、鎮圧、捜査その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため。</p> <p>条例第18条第6号に該当          当該部分には、無線呼称が記載されており、これらの情報を開示することにより、警察の無線通話を妨害され、事案処理等に関する指令等を適切にできなくなる等、警察通信事務その他の警察事務に支障を及ぼすおそれがあるため。</p>
「受令機」欄、「PⅢ」欄、欄外のマスク部分	<p>条例第18条第4号に該当          当該部分には、地域警察官の勤務体制に関する情報が記載されており、これらの情報を開示することにより、警察の事案対応能力を推測される等、犯罪の予防、鎮圧、捜査その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため。</p> <p>条例第18条第6号に該当          当該部分には、地域警察官の勤務体制に関する情報が記載されており、これらの情報を開示することにより、警察の事案対応処理能力を推測され、今後の適正な事案処理に支障を及ぼすおそれがあるため。</p>
「勤務員 階級 氏名」欄の警部補（同相当職を含む。）以下の警察職員の名	<p>条例第18条第2号に該当          当該部分には、警部補（同相当職を含む。）以下の警察職員の名が記載されており、この情報は、開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報であり、同号ただし書にも該当しないため。</p>
「記事等欄」欄の1行目から4行目のマスク部分	<p>条例第18条第2号に該当          当該部分には、開示請求者以外の個人に関する情報が記載されており、これらの情報は、開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる情報を含む。）であり、同号ただし書にも該当しないため。</p> <p>条例第18条第6号に該当          当該部分には、開示請求者以外の者からの聴取内容が記載されており、これらの情報を開示することにより、警察との信頼関係が損なわれ、事案処理に対する協力が得られなくなるなど、今後の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。</p>
「記事等欄」欄の7行目のマスク部分	<p>条例第18条第6号に該当          当該部分には、警察職員による事案に関する判断結果が記載されており、この情報を開示することにより、当該事案に対する警察職員の判断内容を類推され、今後の同種事案の適正かつ円滑な処理の遂行</p>

に支障を及ぼすおそれがあるため。

4 勤務日誌 4

開示しない部分	左記部分を開示しない理由
欄外のマスキング部分	<p>条例第18条第4号に該当 当該部分には、地域警察官の勤務体制に関する情報が記載されており、この情報を開示することにより、警察の事案対応能力を推測される等、犯罪の予防、鎮圧、捜査その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため。</p> <p>-----</p> <p>条例第18条第6号に該当 当該部分には、地域警察官の勤務体制に関する情報が記載されており、この情報を開示することにより、警察の事案対応処理能力を推測され、今後の適正な事案処理に支障を及ぼすおそれがあるため。</p>
「勤務員 階級 氏名」欄の警部補（同相当職を含む。）以下の警察職員の氏名	<p>条例第18条第2号に該当 当該部分には、警部補（同相当職を含む。）以下の警察職員の氏名が記載されており、この情報は、開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報であり、同号ただし書にも該当しないため。</p>
「記事等欄」欄のマスキング部分	<p>条例第18条第2号に該当 当該部分には、開示請求者以外の個人に関する情報が記載されており、これらの情報は、開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる情報を含む。）であり、同号ただし書にも該当しないため。</p> <p>-----</p> <p>条例第18条第6号に該当 当該部分には、開示請求者以外の者からの聴取内容が記載されており、これらの情報を開示することにより、警察との信頼関係が損なわれ、事案処理に対する協力が得られなくなるなど、今後の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。</p>

5 勤務日誌 5

開示しない部分	左記部分を開示しない理由
欄外のマスキング部分	<p>条例第18条第4号に該当 当該部分には、地域警察官の勤務体制に関する情報が記載されており、この情報を開示することにより、警察の事案対応能力を推測される等、犯罪の予防、鎮圧、捜査その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため。</p> <p>-----</p> <p>条例第18条第6号に該当 当該部分には、地域警察官の勤務体制に関する情報が記載されており、この情報を開示することにより、警察の事案対応処理能力を推測され、今後の適正な事案処理に支障を及ぼすおそれがあるため。</p>
「勤務員 階級 氏名」欄の警部補（同相当職を含む。）以下の警察職員の氏名	<p>条例第18条第2号に該当 当該部分には、警部補（同相当職を含む。）以下の警察職員の氏名が記載されており、この情報は、開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報であり、同号ただし書にも該当しないため。</p>
「記事等欄」欄の1行目から4行目のマスキング部分	<p>条例第18条第2号に該当 当該部分には、開示請求者以外の個人に関する情報が記載されており、これらの情報は、開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報（他</p>

	<p>の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる情報を含む。)であり、同号ただし書にも該当しないため。</p> <p>-----</p> <p>条例第18条第6号に該当          当該部分には、開示請求者以外の者からの聴取内容が記載されており、これらの情報を開示することにより、警察との信頼関係が損なわれ、事案処理に対する協力が得られなくなるなど、今後の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。</p>
「記事等欄」欄の7行目のマスキング部分	<p>条例第18条第6号に該当          当該部分には、警察職員による事案に関する判断結果が記載されており、この情報を開示することにより、当該事案に対する警察職員の判断内容を類推され、今後の同種事案の適正かつ円滑な処理の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。</p>

6 職務質問結果報告書

開示しない部分	左記部分を開示しない理由
警部補（同相当職を含む。）以下の警察職員の印影	<p>条例第18条第2号に該当          当該部分には、警部補（同相当職を含む。）以下の警察職員の印影が記録されており、この情報は、開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報であり、同号ただし書にも該当しないため。</p>
「職務質問理由」欄のマスキング部分	<p>条例第18条第2号に該当          当該部分には、開示請求者以外の個人に関する情報が記載されており、この情報は、開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる情報を含む。）であり、同号ただし書にも該当しないため。</p> <p>-----</p> <p>条例第18条第6号に該当          当該部分には、開示請求者以外の者からの聴取内容が記載されており、この情報を開示することにより、警察との信頼関係が損なわれ、事案処理に対する協力が得られなくなるなど、今後の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。</p>
「対象者」欄及び同欄下部のマスキング部分	<p>条例第18条第6号に該当          当該部分には、事案に関する警察官の調査項目、調査結果及び判断が記載されており、これらを開示することにより、同種事案に対する警察による着眼点等が推測されるなど、今後の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。</p>
「言動」欄のマスキング部分	<p>条例第18条第2号に該当          当該部分には、開示請求者以外の者からの聴取内容が記載されており、この情報は、開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる情報を含む。）であり、同号ただし書にも該当しないため。</p> <p>-----</p> <p>条例第18条第6号に該当          当該部分には、開示請求者以外の者からの聴取内容等が記載されており、これを開示することにより、警察との信頼関係が損なわれ、事案処理に対する協力が得られなくなるなど、今後の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。</p>
「備考」欄のマスキング部分	<p>条例第18条第6号に該当</p>

	当該部分には、事案に関する警察官による調査内容及び調査結果が記載されており、これを開示することにより、同種事案に対する警察の着眼点等が推測されるなど、今後の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
作成者である警部補（同相当職を含む。）以下の警察職員の氏名及び印影	条例第18条第2号に該当 当該部分には、警部補（同相当職を含む。）以下の警察職員の氏名及び印影が記録されており、これらの情報は、開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報であり、同号ただし書にも該当しないため。
「警電」欄の警察電話番号	条例第18条第6号に該当 当該部分には、警察専用電話の電話番号が記載されており、これらの情報を開示することにより、不特定多数の者から警察業務の妨害を目的とした電話を受けるおそれがあるなど、犯罪や災害等の緊急時の警察通信事務に支障を及ぼすおそれがあるため。

7 110番受理帳票

開示しない部分	左記部分を開示しない理由
「受理者」欄及び「扱者」欄の警部補（同相当職を含む。）以下の警察職員の氏名	条例第18条第2号に該当 当該部分には、警部補（同相当職を含む。）以下の警察職員の氏名が記載されており、これらの情報は、開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報であり、同号ただし書にも該当しないため。
「台」欄及び「系」欄のマスク部分	条例第18条第4号に該当 当該部分には、110番通報受理体制に関する情報が記載されており、これらの情報を開示することにより、警察の事案対応能力を推測される等、犯罪の予防、鎮圧、捜査その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため。
	条例第18条第6号に該当 当該部分には、110番通報受理体制に関する情報が記載されており、これらの情報を開示することにより、警察の事案対応処理能力を推測され、今後の適正な事案処理に支障を及ぼすおそれがあるため。
「件名」欄のマスク部分	条例第18条第2号に該当 当該部分には、開示請求者以外の個人に関する情報が記載されており、これらの情報は、開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる情報を含む。）であり、同号ただし書にも該当しないため。
	条例第18条第6号に該当 当該部分には、開示請求者以外の者からの聴取内容が記載されており、これらの情報を開示することにより、警察との信頼関係が損なわれ、事案処理に対する協力が得られなくなるなど、今後の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
その他のマスク部分	条例第18条第4号に該当 当該部分には、無線略号が記載されており、これらの情報を開示することにより、警察の無線通話及び指令内容を理解され、警察活動に対する対策を講じられる等、犯罪の予防、鎮圧、捜査その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため。

条例第18条第6号に該当

当該部分には、無線略号が記載されており、これらの情報を開示することにより、警察の無線通話及び指令内容を理解され、警察活動に対する対策を講じられる等、警察通信事務その他の警察事務に支障を及ぼすため。